



著作権法の一部改正について

(第五十三條、第六十五條、第八十條之二、第八十七條及第八十七條之一の條文への改正)

2014年2月5日作成

台湾經濟部知的財産局ウェブサイトでの法文規定関連ニュースによりますと、著作権法における一部改正は、2014年01月07日にて立法院で最終可決され、2014年01月22日付にて總統命令で公布された。今回の改正は主に第53條、第65條、第80條の2、第87條及第87條の1の規定、例えば、バリアフリー版の作成、合理的使用の範囲、複製物などの関連規定を中心にされ、改正の要点は次の通りです。以下に列举し説明致します。

(1) 著作権法第53條、第80條の2及び第87條の1などの規定：

中央又は地方政府、非営利機關または団体、認可を受けた各種学校は、視聴覚障害者の使用に提供するためにバリアフリー版を作成できる。また、視聴覚障害者本人又はその代理人もバリアフリー版を個人に非営利使用のために作成することができ、且つ上述したバリアフリー版の作成について、著作権者によるハイテク保護措置を回避又は解除することができる。

また、合法的に作成されたバリアフリー版は、上述の機關、団体又は学校、及び視聴覚障害者の間で流通できる他、上述の機關、団体又は学校は、視聴覚障害者の使用専門のために海外から輸入することができる。

(2) 著作権法第65條の第2項の規定：

著作権法第44條から第63條の合理的使用の条文のうち、「合理的範囲」の文言がある場合、第65條第2項に定めた4つの判断基準に基づいて「合理的使用」に符合するか否かを判断する必要がある、その他の条文については、当該条文の規定する要件に符合すれば「合理的使用」を主張することができると、明確に規定した。



(3) 著作権法第87条の規定：

第87条第1項第4号の「複製物」を「海外の合法的複製物」に改正し、この規定の主旨である「原作」の並行輸入の禁止を明確にした。

尚、ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。